

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項)

2025年12月9日

株式会社スーパーバリュー

2025年12月9日

埼玉県上尾市宮本町5番18号
株式会社スーパーバリュ一
代表取締役執行役員社長 内田 貴之

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に定める事前開示書類)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社OICグループ（以下「OICグループ」といいます。）から、2025年12月9日付で、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（OICグループ及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を以下「本売渡株式」といいます。）の全部をOICグループに売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを決定した旨の通知を受け、同日付で、当社取締役会において本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）
名称：株式会社OICグループ
住所：神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地
2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）
 - (1) 特別支配株主完全子法人に対して、本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。
 - (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額又は算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）
OICグループは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき 795円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

2026年1月7日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

OICグループは、本売渡対価の全てを、OICグループが保有する現預金を原資として支払うことを予定しております。当該支払原資の概要は、OICグループが2025年10月16日に当社に送付した公開買付届出書の写しの添付書類である残高証明書のとおりです。また、OICグループにおいて、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価の支払は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法（本売渡対価の交付についてOICグループが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法）により、本売渡株主に対する本売渡対価の支払を実施いたします。

3. 本売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号）

(1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式売渡請求は、OICグループが当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡対価は、OICグループが2025年10月16日から当社株式及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本

公開買付価格」といいます。)と同一の価格に設定されております。

(注)「本新株予約権」とは、2005年7月25日開催の当社株主総会の決議及び2005年7月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権810個(目的となる株式数:243,000株)と2006年5月1日開催の当社株主総会の決議及び2006年5月1日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権72個(目的となる株式数:21,600株)を総称していいます。

当社は、2025年10月15日に公表した「支配株主である株式会社OICグループによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、OICグループから、2025年7月24日に、本取引の目的、提案の背景、日程案、OICグループにおいて本取引を検討するために構築した体制の概要等を記した法的拘束力のない初期的な提案書(以下「本提案書」といいます。)を受領しました。これを受け、当社は、本取引の検討並びにOICグループとの本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、2025年8月1日付の当社取締役会にて、当社並びにOICグループ及びそのグループ会社から独立したリーガル・アドバイザーとして、当社の顧問弁護士を務めている弁護士法人北浜法律事務所(以下「北浜法律事務所」といいます。)を、当社並びにOICグループ及びそのグループ会社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、北浜法律事務所より紹介を受けた株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。)を選任しました。

また、当社は、OICグループが当社の支配株主(親会社)であり、本公開買付けを含む本取引がMBO等に該当し、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、当社の意思決定の恣意性及び利益相反のおそれを排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を確保し、本取引の公正性を担保するため、2025年8月1日開催の当社取締役会の決議により、稻田将人氏(当社独立社外取締役)、成相宏氏(当社独立社外取締役、税理士)、宮武孝治氏(当社独立社外取締役、税理士)、長嶋陽宏氏(当社独立社外監査役、公認会計

士兼税理士) 及び北浜法律事務所より紹介を受けた柴田堅太郎氏 (弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所) の 5 名から構成される特別委員会 (以下「本特別委員会」といいます。) (本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。) を設置し、本特別委員会に対し、(i) 本取引の是非 (企業価値向上に資するか否かを含みます。)、(ii) 本取引に係る取引条件の公正性 (買収対価の水準、買収対価の種類等が公正なものとなっているか否かを含みます。)、(iii) 本取引に係る手続の公正性 (取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか否かを含みます。)、(iv) 本取引が当社の一般株主にとって公正なものであるか (以下、(i) から (iv) を総称して「本諮問事項」といいます。) について諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱しました。また、当社取締役会が本取引に関する決定を行うに際しては、本特別委員会の判断内容を最大限尊重することを決議しております。

更に、当社は、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2025 年 8 月 20 日開催の第 1 回特別委員会において、本特別委員会より、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である KPMG 並びに当社のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所について、当社並びに OIC グループ及びそのグループ会社からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、選任の承認を受けております。また、当社は、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、OIC グループ及びそのグループ会社から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制 (本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。) に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、2025 年 8 月 20 日開催の第 1 回特別委員会において承認を受けております。

当社は、KPMG から当社株式の価値算定結果に関する報告、OIC グループとの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、北浜法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を受け、これらを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について、慎重に検討を行ってまいりました。

また、2025 年 7 月 24 日に OIC グループから本提案書を受領して以降、当社は、OIC グループとの間で、本公開買付価格を含む本取引における取引条件について継続

的に協議及び交渉を行ってまいりました。

具体的には、当社及び本特別委員会は、2025年7月24日にOICグループから本提案書を受領したことを踏まえて、当社における検討・協議を進め、2025年9月5日に当社からOICグループに対して、本提案書に対する回答書（9月5日付書面）を送付し、公開買付価格を含む取引条件につき、当社の一般株主への配慮等の観点から特に慎重な判断を要するため、当社株式の本源的価値や類似事例におけるプレミアム水準に照らして、納得感のある価格をご提示いただき、一般株主にとって十分に魅力的な売却機会を提供いただくことが肝要と考える旨の意向を伝達しました。

また、並行して2025年9月4日に、OICグループに対して、本取引の意義・目的、本取引によって実現可能と見込まれるシナジーの内容、本取引後の経営方針等について書面により質問を行ったところ、2025年9月8日にOICグループから当該質問事項について書面による回答（9月8日付回答）を受けました。更に、9月9日付特別委員会において、OICグループから、本取引の意義・目的、本取引によって実現可能と見込まれるシナジーの内容、本取引後の経営方針、本公開買付価格を含む本取引の条件を検討する上でOICグループが考慮する要因等に関する追加の説明を受け、これに対する質疑応答を行うとともに、本取引についての意見交換を行いました。その上で当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か等についての検討を継続することとし、また、並行して、本公開買付価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）本新株予約権買付価格に係るOICグループとの協議・交渉を2025年9月16日に開始しました。

本公開買付価格及び本新株予約権買付価格については、当社は、OICグループから、2025年9月16日に、本公開買付価格を730円（前営業日時点の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値643円に対して13.53%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値648円に対して12.65%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値687円に対して6.26%のプレミアムが付与され、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値751円に対して2.80%のディスカウントとなる価格）、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる当社株式の数である300を乗じた価格とする旨の具体的な本公開買付価格の金額提示を含む第1回提案を受けました。これに対して、当社は、2025年9月18日に、上記第1回提案における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は当社の一般株主の利益に十分配慮したものとは言い難いとして、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の再検討を要請しました。これを受けて、OICグループから、2025年9月24日に、本公開買付価格を762円（前営業日時点の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値641円に対して18.88%のプレミアム、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値646円に対して17.96%のプレミアム、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値676円に対して12.72%のプレミア

ム、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値722円に対して10.11%のプレミアムが付された価格)、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる当社株式の数である300を乗じた価格としたまま据え置く旨の第5回提案を受けました。当社は、OICグループによる第5回提案の内容を特別委員会にも共有の上、当社の第三者算定機関による当社株式価値の試算結果や、本公開買付価格795円に基づくプレミアム水準等を勘案して慎重に検討し、最終的な意思決定は2025年10月15日に開催予定の当社取締役会での決議によることを前提として、OICグループからの第5回提案における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格にて、本公開買付けに賛同し、当社の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明する予定である旨、2025年10月14日にOICグループに回答しました。

以上の経緯のもとで、当社は、2025年10月15日開催の当社取締役会において、北浜法律事務所から受けた法的助言、KPMGから受けた財務的見地からの助言及び同社から受領した2025年10月14日付株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。なお、当社は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる当社株式の数である300を乗じた金額とされ、本公開買付価格を元に決定されていることから、本新株予約権の価値についてKPMGから算定書を取得しておりません。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2025年10月15日付答申書(以下「本答申書」といいます。)において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社としても、OICグループの完全子会社となることにより、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、OICグループの有するリソースやブランド力を最大限活用することにより、中長期的な目線から当社の企業価値向上を目指すことが最善と考えるに至りました。当社として、OICグループとの連携強化が期待される施策とその施策の実行によって実現可能と考えるシナジーの内容は以下のとおりです。

(a) ブランド戦略の強化

当社とOICグループ及びそのグループ会社は異なる地域、顧客をターゲットとしてそれぞれのブランドを確立してまいりました。当社がOICグループ

の完全子会社となることを通じて更にグループとしての一体感・統一感を醸成しつつも、「日常使い」の場面では当社のブランドが、「特別使い」の場面ではOICグループ及びそのグループ会社のブランドが想起されるような関係性を維持することで、顧客の来店動機を高め、ライフスタイルに応じた多様な購買機会を提供し、もって顧客満足度の向上及び顧客基盤の拡大を実現可能であると考えております。

(b) 地域特性や物件特性に応じた店舗運営・フォーマットの最適化

当社とOICグループ及びそのグループ会社との共同開発によるSM改裝モデル店への改裝を更に推し進めることで、店舗単位での集客力の改善を期待しております。具体的には、OICグループ及びそのグループ会社のPB商品の仕入拡大やオリジナル商品によるラインアップの拡充を図る一方で、当社が培った都心近傍エリアにおける顧客動向・ニーズの分析力を生かして店舗単位の商品戦略を柔軟に変更することで、顧客満足度を向上させることもって集客力を強化し、ひいては店舗収益拡大につなげることが可能と考えております。また、OICグループ及びそのグループ会社が傘下に持つ生鮮部門の加工センターからの供給拡大、共同購買の実施によって安定供給と原価低減を両立することが可能であると考えております。

(c) 最適な人材配置の実現、人材交流の深化を通じた組織運営の高度化

当社がOICグループの完全子会社となることにより、主要な経営人材や要職（財務、経営企画、事業推進等）においてもOICグループ及びそのグループ会社からの人材派遣や交流の活発化が可能となり、最適な人材配置が可能となります。こうした人材の配置転換、新たな人材の登用を通じて現場レベルでの知見の共有も進み、結果的に組織全体の運営高度化を実現できると考えております。

(d) 財務基盤の安定化と中長期的な目線に立った成長資金の確保

当社がOICグループの完全子会社となることにより、当社はOICグループ及びそのグループ会社の信用力及び資金力の枠組みに入ることとなり、資金調達コストの低下、外部金融機関との取引条件改善の他、仕入先や物流等の業務委託先との取引条件の改善が期待されます。また、当社がOICグループの完全子会社となることにより当社は上場廃止となり、短期的な業績変動、ひいては株価推移に囚われることなく、場合によってはOICグループ及びそのグループ会社からの追加的な資本注入も選択肢として、中長期的な目線に立ち、安定的に成長資金を確保することが可能になると考えております。

仮に、当社が上場企業としての独立性を維持したまま上記（a）乃至（d）に記載した施策を実行しようとした場合、東京証券取引所において不適当な合併等に該当するものと認定され、意図せぬタイミングで当社株式が上場廃止に至る可能性があり、また、当社において上場維持基準（流通株式比率）を充足できず、当社株式が上場廃止に至る可能性もあり、当社の株主の皆様に不測の損害を与えるおそれがあることからしても、当該リスクが顕在化する前に、本取引を通じて当社の非公開化を実現し、OIC グループ及びそのグループ会社との更なる連携強化を模索する必要があると考えております。

なお、当社は上記検討と並行して、当社が OIC グループの完全子会社となることを通じて上場廃止となった場合のデメリットについても検討を行いました。一般的には、資本市場からの資金調達が不可能となること、これまで上場会社として享受してきた社会的な信用力や知名度を喪失する可能性があることがデメリットとして想定されますが、非公開化を通じて、現在当社において発生している上場維持コストが削減される他、OIC グループの完全子会社になることにより、OIC グループ及びそのグループ会社からの安定的な資金調達機会を得ることに加え、OIC グループ及びそのグループ会社の人的資源、信用力やブランド力を最大限活用した事業運営が可能となることに鑑みれば、上場廃止によるデメリットは限定的であり、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社の中長期的な企業価値向上が見込まれるメリットの方が大きいと考えております。

また、当社は、以下の点から、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格、並びに本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して相応のプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (ア) 本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書における KPMG による当社株式の価値算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回るとともに、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法に基づく算定結果のレンジの範囲内となっている。
- (イ) 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 10 月 14 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 650 円に対し

て 22.31% のプレミアム、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 646 円に対して 23.07% のプレミアム、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 650 円に対して 22.31% のプレミアム、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 719 円に対して 10.57% のプレミアムをそれぞれ加えた価格である。この点、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社が東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準のうち流通株式比率を充たしておらず、2026 年 2 月に上場廃止基準に抵触する可能性があることに鑑みれば、経済産業省が「公正なM&A の在り方に関する指針」(以下「公正M&A指針」といいます。)を公表した 2019 年 6 月 28 日以降、2025 年 9 月 30 日までに公表された類似事例(上場企業 (REIT を除く) を対象として公表され、成立した公開買付け案件のうち、対象会社の完全子会社化を企図した親子会社間の公開買付け案件であって、かつ、公開買付け公表の前営業日時点の株価を基礎とした PBR が 2 倍以上の事例(但し、公表日前にリーク・憶測報道があった事例、発表前日のプレミアムがディスカウントとなっている事例を除く。以下「本類似事例」といいます。))と同水準のプレミアムでなければ本取引を実施すべきではないと直ちに判断することは必ずしも適切ではないと考えられる。その上で、本類似事例 9 件におけるプレミアムの中央値は公表日前営業日の終値に対して 33.13%、直近 1 ヶ月の終値単純平均値に対して 34.05%、直近 3 ヶ月の終値単純平均値に対して 31.72%、直近 6 ヶ月の終値単純平均値に対して 34.31% であるものの、件数ベースでは直近 1 ヶ月の終値単純平均値に対して 20~30% のプレミアムが付された事例が 4 件、直近 3 ヶ月の終値単純平均値に対して 20~30% のプレミアムが付された事例が 4 件とそれぞれ最頻値となっており、また公表日前営業日の終値に対して 20~30% のプレミアムが付された事例は 2 件と最頻値である 30~40% のプレミアムが付された事例の件数に次ぐ件数となっている。ここで本公開買付価格は、公表日前営業日の終値、直近 1 ヶ月の終値単純平均値及び直近 3 ヶ月の終値単純平均値に対して 20~30% のプレミアムが付されていることから、本類似事例との比較においても相応のプレミアムが付されているものと認められる。一方、本公開買付価格は、直近 6 ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムは 20% に満たない水準であるものの、本類似事例においても直近 6 ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムが 20% に満たない事例が存在し、上述したとおり当社株式が東京証券取引所スタンダード市場における上場廃止基準に抵触するリスクに晒されている状況下で、直近 6 ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムが 20% に満たない水準であることのみをもって本取引の

妥当性を否定すべきでないと考えられる。

- (ウ) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に際しては、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、一般株主の利益への配慮がなされていると認められる。
- (エ) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、上記措置が採られた上で、当社と OIC グループとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であると認められる。
- (オ) 本公開買付けの公表に先立ち、当社は 2025 年 7 月 14 日付で「中期経営計画の見直し及び業績予想並びに配当予想の修正に関するお知らせ」(以下「修正後本中期経営計画リリース」といいます。) 及び「株式の立会外分売に関するお知らせ」(以下「立会外分売リリース」といいます。) を公表しているが、中期経営計画の見直しについては、不採算店舗及び不採算店舗内売場の対策による収益改善影響を合理的に見積もることが可能となった時点で 2026 年 2 月期の通期業績予想を開示したことに伴って修正後本中期経営計画リリースを開示したものであり、立会外分売については、当社の流通株式比率を向上させることを目的として 2024 年 3 月より依頼先株主に対して当社株式の売却を依頼していたところ、当該株主から、当社株式の売却に応じる意向が 2025 年 7 月上旬に示されたことを踏まえ、立会外分売リリースを開示したものであり、いずれも本取引を前提に本公開買付けの公表に先立つ時期に恣意的に開示時期を設定したものではない。また、2025 年 7 月 14 日付で修正後本中期経営計画リリース及び立会外分売リリースを開示して以降、当社株価が下落した事実は認められるものの、上述したとおりの不適当な合併等による上場廃止リスク、上場維持基準(流通株式比率)の不充足による上場廃止リスク(また、それを回避するための施策実施に伴う株価変動リスク)等も考慮すると、それらのリスクが顕在化する前に、本取引を実施し当社の非公開化を実現する必要性が認められる。更に、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は上記(ア)及び(イ)に記載のとおり、当社株式の本源的価値や、修正後本中期経営計画リリース及び立会外分売リリースを開示した 2025 年 7 月 14 日以前の期間を含む株価終値平均との関係で見ても一定の合理性が認められる水準にあると評価できる。
- (カ) 本特別委員会が、当社から適時に交渉状況の報告を受け、交渉上重要な局面において意見、指示、要請等を行うこと等により、取引条件の交渉過程に実質的に関与した上で、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利

益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本答申書において、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は公正な価格である旨の意見を述べている。

(キ) 本新株予約権買付価格については、本公開買付価格 795 円と行使価額との差額に本新株予約権 1 個の目的となる当社株式の数である 300 を乗じた金額とされており、本公開買付価格を基準として設定されていることから、本取引を通じて本新株予約権者が享受すべき利益が確保された妥当な金額であると考えられる。

以上より、当社は、2025 年 10 月 15 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会における決議の方法については、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2025 年 12 月 2 日に、OIC グループより、本公開買付けの結果について、当社株式 3,539,183 株の応募があり、本公開買付けが成立したことから、本公開買付けを通じて、OIC グループがその全ての買付けを行うこととなった旨の報告を受けました。

この結果、2025 年 12 月 5 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、OIC グループの所有する当社株式の議決権所有割合は 92.59% となり、OIC グループは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、OIC グループより、2025 年 12 月 9 日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会において、以下の理由及び根拠に基づき、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、OIC グループからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

- (i) 本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられること
- (ii) 本売渡株式1株につき795円という本売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であり、本公開買付価格の決定に際しては、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり本取引の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から答申書を取得する等、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていることから、本売渡株主にとって合理的な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると考えられること
- (iii) OICグループは、本売渡対価を同社が保有する現預金により支払うことを予定しているところ、当社としても、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出されたOICグループの残高証明書によりOICグループが本売渡対価の支払のための資金を確保できると合理的に認められることからOICグループによる本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること
- (iv) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること
- (v) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと

以上のとおり、当社は、本公開買付価格と同一の価額に設定されている本売渡対価の総額及び上記「2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）」の「(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額又は算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）」についての定めは、相当であると判断しております。

(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として本売渡対価を本公開買付価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、OICグループ及び当社は、2025年

10月15日時点で、OICグループが当社の支配株主（親会社）であるため、本公開買付けを含む本取引が、支配株主との重要な取引等に該当し、また、OICグループと当社の一般株主及び本新株予約権者との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

なお、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025年10月15日時点で、OICグループは当社株式8,440,250株（所有割合：65.24%）を既に所有しているため、(i) いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（majority of minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主及び本新株予約権者の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考えたこと、(ii) 当社の直近5期の各定時株主総会の議案ごとの議決権行使比率は80.51%から90.93%の範囲内で推移しており、本臨時株主総会（本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「②株式併合」において定義された臨時株主総会をいいます。以下同じです。）における議決権行使比率が、かかる水準のうち最大値である90.93%であったとしても、本臨時株主総会における株式併合に係る議案についてOICグループが議決権を行使することにより、議決権行使する株主の3分の2超の賛成（73.24%）が見込まれることから、買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、OICグループは、OICグループ及び当社において、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、下記①乃至⑦の措置を実施していることから、当社の一般株主及び本新株予約権者の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置が十分に講じられていると解されること等に鑑みると、マジョリティ・オブ・マイノリティの買付予定数の下限の設定をしないことが不合理とはいえない旨判断しており、当社としても同様に判断しております。

以下の記載のうちOICグループに関する記述は、OICグループから受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社並びにOICグループ及びそのグループ会社から独立した第三者算定機関としてKPMGに当社株式の価値算定を依頼し、2025年10月14日付で本株式価値算定書を取得して

おります。KPMG は、当社並びに OIC グループ及びそのグループ会社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。当社が KPMG から取得した当社株式の価値に関する本株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」に記載のとおり、当社は、2025 年 8 月 1 日付の当社取締役会の決議により、本特別委員会を設置いたしましたが、本特別委員会の設置に先立ち、当社は、OIC グループから本取引に係る初期的な提案書を受領した 2025 年 7 月 24 日以降、OIC グループ及びそのグループ会社から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の株主及び本新株予約権者の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を構築するため、北浜法律事務所の助言も得つつ、OIC グループとの間で重要な利害関係を有しない当社の社外取締役及び社外監査役に対して、OIC グループからの初期的な提案内容について説明するとともに、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、本特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明しました。また、当社は、並行して、北浜法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補となる当社の社外取締役及び社外監査役の独立性及び適格性等について確認を行うとともに、OIC グループ及びそのグループ会社との間で重要な利害関係を有していないこと、及び本取引の成否に関して当社の一般株主及び本新株予約権者の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことについても確認を行いました。その上で、当社は、経済産業省が策定した公正M&A指針で特別委員会の委員として最も適格性があるとされている社外取締役の稻田将人氏（当社独立社外取締役）、成相宏氏（当社独立社外取締役、税理士）、宮武孝治氏（当社独立社外取締役、税理士）を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました。また、当社は公正M&A指針で社外取締役を補完するものとして特別委員会の委員として適格性があるとされている社外監査役の中から、公認会計士及び税理士としての専門性を有する長嶋陽宏氏（当社独立社外監査役、公認会計士、税理士）を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました。更に、当社の取締役、監査役ではないものの、

過去他社の公開買付け等で特別委員会の委員長を務め、同種・類似案件に対する十分な実績・知見を有し、かつ、弁護士として企業法務に関する豊富な経験及び高い見識を有する社外の有識者として、柴田堅太郎氏（柴田・鈴木・中田法律事務所 弁護士）を特別委員に選任しました。ここで当社は、本特別委員会の開催の機動性及び委員の属性のバランスに鑑みて、上記5名による特別委員会の構成が望ましいと判断いたしました。（なお、本特別委員会の委員長には、委員間の互選により、当社の社外取締役である稻田将人氏が就任しており、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）

その上で、当社は、上記「(1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」に記載のとおり、2025年8月1日付の当社取締役会の決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問しております。

また、当社は、上記取締役会決議において、当社取締役会が本取引に関する決定を行うに際しては、本特別委員会の答申を最大限尊重すること及び本特別委員会が本取引の検討及び判断するために必要な権限を付与することを決議しております。併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 当社が本取引の取引条件等についてOICグループとの間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、OICグループとの交渉方針に関する指示又は要請を行うこと、及び、自らOICグループと交渉を行うことを含む。）、(b) 適切な判断を確保するために、当社の財務アドバイザー、第三者評価機関、法務アドバイザー等の外部専門家（以下「アドバイザー等」といいます。）を指名・承認（事後承認を含む。）する権限及び必要に応じて独自のアドバイザー等を選任する権限（なお、本特別委員会が独自のアドバイザー等を選任する場合の費用は当社が負担し、本特別委員会は、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる。）、(c) 当社の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に、本特別委員会への出席、書面による回答その他適宜の方法により、本取引の検討及び判断に必要な情報について説明・提供を求める権限を付与しております。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役6名のうち、OICグループの取締役の地位を有する内田貴之氏及びOICグループの子会社の取締役の地位を有する佐藤博和氏を除く当社の取締役4名（中谷圭一氏、稻田将人氏、成相宏氏、宮武孝治氏）にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の当社取締役会においては、当社の監査役3名全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。当社の取締役のうちOICグループの取締役の地位を有する内田貴之氏及びOICグループの子会社の取締

役の地位を有する佐藤博和氏については、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会を含む本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において、本公開買付けに関する OIC グループとの協議及び交渉に参加しておりません。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、本取引の成否にかかわらず固定報酬又は稼働時間に時間単価を乗じて算出するもののいずれかを支払うものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年8月20日より2025年10月14日までの間に合計11回にわたって、それぞれ委員5名全員出席のもと開催され、また、必要に応じて都度電子メール又は電話連絡を通じて報告、情報共有、審議及び意思決定を行う等して、諮問事項に関して、慎重に検討及び協議を実施いたしました。

本特別委員会は、まず、2025年8月20日開催の第1回特別委員会において、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーについて、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、その選任を承認しております。なお、本特別委員会は、必要に応じて当社のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、本特別委員会として独自にアドバイザー等を選任しないことを確認しております。その上で、本特別委員会は、北浜法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

本特別委員会は、OIC グループから、本取引の意義・目的、本取引によって実現可能と見込まれるシナジーの内容、本取引後の経営方針、本公開買付価格を含む本取引の条件を検討する上で OIC グループが考慮する要因等についての説明を受け、質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、当社から、本取引の意義・目的、本取引によって実現可能と見込まれるシナジーの内容等に関する当社の見解及び関連する情報を聴取するとともに、これらに関する質疑応答を行っております。

加えて、本特別委員会は、KPMG から受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、当社の作成した事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について当社から説明を受け、質疑応答を行ったうえで、これらの合理性を確認し、承認をしております。その上で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」

の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、KPMG は、当社の事業計画の内容を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、KPMG が実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行ったうえで、これらの事項について合理性を確認しております。

また、本特別委員会は、当社の OIC グループとの交渉において、随時、当社のアドバイザーである KPMG から受けた財務的見地からの助言及び北浜法律事務所から受けた法的見地からの助言も踏まえて審議・検討を行い、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会は、当社が OIC グループから本公開買付価格の各提案を受領次第、当社より本公開買付価格に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、当社に対して計 4 回にわたり、OIC グループに対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を意見し、当社が当該意見に従って OIC グループと交渉を行ったこと等により、当社と OIC グループとの間の協議・交渉過程に実質的に関与いたしました。

その結果、当社は、2025 年 10 月 10 日、OIC グループから、本公開買付価格を 1 株当たり 795 円とすることを含む提案を受け、結果として、本公開買付価格を、OIC グループの当初提示額である 633 円から 795 円にまで引き上げております。

更に、本特別委員会は、本意見表明プレスリリース等のドラフトについて、本特別委員会のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から助言を受けつつ、当社のファイナンシャル・アドバイザーである KPMG から複数回説明を受け、質疑応答を行い、当社の一般株主が本公開買付けに応募するか否かを判断するために必要十分な情報開示がなされる予定であることを確認しております。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、北浜法律事務所から受けた法的見地からの助言又は意見、並びに KPMG から受けた財務的見地からの助言及び 2025 年 10 月 14 日付で提出を受けた本株式価値算定書を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、同日付で、当社取締役会に対し、本意見表明プレスリリースの別添 1 の本答申書を提出いたしました。本特別委員会の答申内容及び答申の理由については、本答申書をご参照ください。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に関する当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社並びに OIC グループ及びそのグループ会社から独立したリーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、北浜法律事務所は、当社並びに OIC グループ及びそのグループ会社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、北浜法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

④ 当社における独立した検討体制の構築

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、OIC グループ及びそのグループ会社から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築しております。

具体的には、当社は、2025 年 7 月 24 日に OIC グループから本提案書を受領した時点以降、本取引に係る検討（当社株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに OIC グループとの協議、交渉及び判断を行う当社プロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーは OIC グループ及びそのグループ会社の役職員を兼務していない当社の取締役である中谷圭一氏を含む当社の役職員 2 名から構成されるものとし、OIC グループの取締役を兼務している内田貴之氏及び OIC グループの子会社の取締役を兼務している佐藤博和氏を関与させないこととしております。

本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）は、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、KPMG から取得した本株式価値算定書、KPMG からの財務的見地からの助言、北浜法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出さ

れた本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けの諸条件について、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 当社の意思決定の内容」に記載のとおり、2025年10月15日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、当社株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

上記取締役会決議においては、取締役6名のうち、内田貴之氏、佐藤博和氏を除く利害関係を有しない取締役4名全員が参加し、参加した取締役の全員の一一致により決議いたしました。また、上記取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。なお、内田貴之氏、佐藤博和氏は、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会における審議及び決議には参加しておらず、また当社の立場において、本公開買付けに関するOICグループとの協議及び交渉に参加しておりません。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

当社及びOICグループは、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項等を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておりません。

また、OICグループは、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令で定められた最短期間である20営業日より長期の31営業日としているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募について適切な判断の機会を確保しつつ、OICグループ以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

⑦ 強圧性が生じないための配慮

OICグループは、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完

了後速やかに、OICグループが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て（但し、OICグループが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象とする株式等売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む、本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、（ii）株式等売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主（但し、OICグループ及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格又は本新株予約権買付価格に当該各本新株予約権者の所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が低減されるように配慮しているとのことです。

4. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定めの相当性その他の本売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

OICグループは、本売渡対価の全てを、OICグループが保有する現預金を原資として支払うことを予定しております。当該支払原資の概要是、OICグループが2025年10月16日に当社に送付した公開買付届出書の写しの添付書類である残高証明書のとおりです。また、OICグループにおいて、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないことであること等から、OICグループによる本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定めの相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号）

本売渡対価の支払は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてOICグループが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価の支払を実施いたします。

上記の本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められない

ことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられます。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 4 号）

該当事項はありません。

以上